

ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用規程

(目的)

第1条 この規定は、ゆざわジオパーク・ロゴマーク並びにゆざわジオパークキャラクターの「しずこまち小町」(以下、「ロゴマーク等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマーク等を適正に普及させ、もってゆざわジオパークのイメージアップを図ることを目的とする。

(図柄)

第2条 ロゴマーク等の図柄、色指定は、別図のとおりとする。

(使用対象者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に沿った手続きを行うすべての者がロゴマーク等を使用することができる。

世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び美の郷ゆざわジオパーク構想の理念に反し、または反するおそれがある場合。

自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合。

法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合。

特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合。

その他、会長がロゴマーク等の使用について、著しく不相当と認めた場合。

(使用料)

第4条 ロゴマーク等の使用については、当分の間、無償とする。

(使用承認の申請)

第5条 ロゴマーク等を使用するものは、あらかじめ「ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用承認申請書(様式第1号)」に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、申請を承認する場合は、申請者に対し、「ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用承認書(様式第2号)」を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマーク等の使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマーク等を引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

(完成品の提出)

第7条 第5条の規定によりロゴマーク等の使用の承認を受けた者(以下、「使用承認を受けた者」という。)は、使用の承認に係る物件等の完成品を速やか

に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の順守事項)

第8条 使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

定められた色、形等を正しく使用すること。

デザインの改変などの応用使用は、しないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

原則として、ゆざわジオパークキャラクターに近接して「ゆざわジオパーク」、「マスコットキャラクター」、「しず小町」の表記を付すること。

2 使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第9条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用変更承認申請書(様式第3号)」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用変更承認書(様式第4号)」を交付するものとする。

3 前項に規定する変更承認書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(違反等に対する取り扱い)

第10条 会長は、使用承認を受けた者が、第7条に定める事項を遵守しなかったときは、ロゴマーク等の使用について、申請時に遡って承認を取り消すことができる。使用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマーク等を使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用承認を受けた者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成24年10月17日から施行する。

別図

「ロゴマーク」(カラー)



ピンク=DIC 2236 緑=DIC 130 水色=DIC 20 黄土色=DIC 313 こげ茶=DIC 322

別図

「ロゴマーク」(白黒)



ゆざわジオパーク

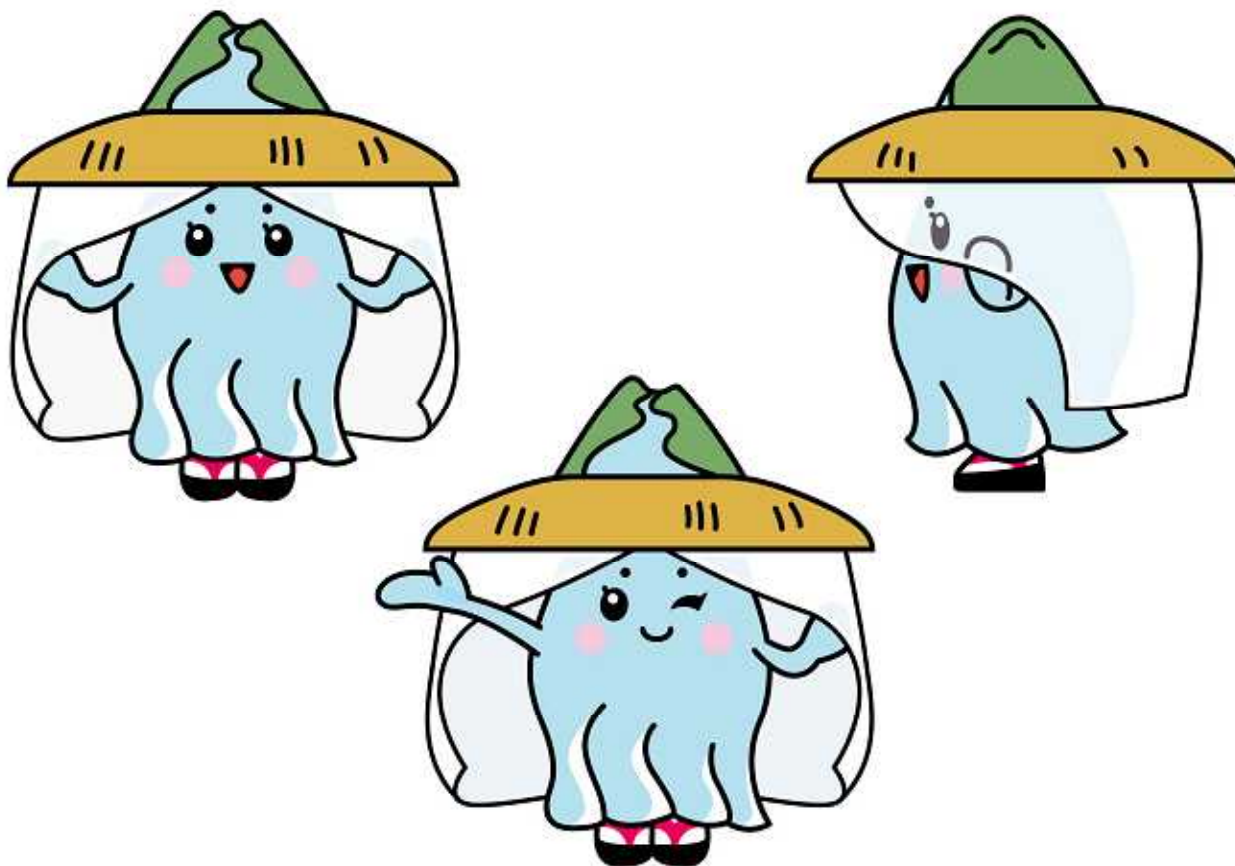
別図

「しず小町」(カラー)

■湯沢市ジオパーク構想 マスコットキャラクター

◎カラー仕様(DIC指定)

- 輪郭
BK1001
- 笠
D1C1001山
D1C2001
D1C3001
- 納
D1C1001表
D1C1001裏
- 肌
D1C1001ホワイト
D1C2001
D1C3001
- 眉毛
BK1001
- 瞳
BK1001B
BK1001ホワイト
- 頬
D1C240
- 口腔
D1C1001口内
D1C1001
- 腕
D1C300
- 履物
D1C1001足袋
D1C1141黒靴
D1C1001足袋



別図

「しず小町」(白黒)

■湯沢市ジオパーク構想 マスコットキャラクター

◎モノクロ仕様(1色)

- 輪郭 DC 1001
- 笠 DC 1001
- 笠 DC 1001
- 笠 DC 1001
- 網 DC 1001
- 肌 DC 1001
- 唇毛 DC 1001
- 瞳 DC 1001
- 頬 DC 1001
- 口腔 DC 1001
- 腕 DC 1001
- 履物 DC 1001



湯沢市ジオパーク推進協議会会長 様

ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用承認申請書

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

下記のとおり、ゆざわジオパーク・ロゴマーク等を使用したいので申請します。

記

1 使用対象物件（使用したいものに○をつけてください。）

・ロゴマーク ・しず小町

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間（最長1年間とする。）

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

4 作成数

5 連絡先（担当者、電話番号）

6 添付書類

企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）、その他使用承認に必要な書類

様

湯沢市ジオパーク推進協議会 会長

ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました ゆざわジオパーク・ロゴマーク等の使用については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

2 承認番号

令和	年度	湯ジ協承認	第	号
----	----	-------	---	---

3 使用期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

4 注意事項

- (1) ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用規程を遵守すること。
- (2) 世界ジオパークネットワークが定めたガイドライン及び美の郷ゆざわジオパーク構想の理念に反しないこと。
- (3) ロゴマーク等の使用の承認内容どおりに使用すること。
- (4) 使用の承認に係る完成品を速やかに提出すること。

令和 年 月 日

湯沢市ジオパーク推進協議会会長 様

申請書 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用変更承認申請書

令和 年 月 日付け承認番号令和 年度 湯ジ協承認 第 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

様

湯沢市ジオパーク推進協議会 会長

ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用変更承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました ゆざわジオパーク・ロゴマーク等の使用変更については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

【変更前】

【変更後】

2 使用期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

3 注意事項

- (1) ゆざわジオパーク・ロゴマーク等使用規程を遵守すること。
- (2) 世界ジオパークネットワークが定めたガイドライン及び美の郷ゆざわジオパーク構想の理念に反しないこと。
- (3) ロゴマーク等の使用の変更承認内容どおりに使用すること。
- (4) 使用の変更承認に係る完成品を速やかに提出すること。